

へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金交付要綱

(目的)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯の供給価格の安定を図るため、山梨県学校給食パン協同組合（以下「パン協同組合」という。）のへき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部に対して、補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「へき地学校等」とは、山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第8号）第30条第1項により指定されたへき地学校及びこれに準ずる学校並びに特地勤務手当等に関する規則（昭和46年山梨県人事委員会規則第10号）第2条第1号により指定された特地学校をいう。また、「長距離学校等」とは、学校給食用パン及び米飯委託加工工場からの配送距離が、片道20キロメートル以上の学校、調理場をいう。

(補助金交付の対象となる経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、各年度における学校給食用パン及び米飯委託加工工場からへき地及び長距離学校等までのパン及び米飯輸送に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算額を限度として補助事業に要する経費の3分の1とする。

(補助金の交付申請)

第5条 パン協同組合は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて事業開始年度の4月1日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 前各号のほか教育長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（ただし、補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。）しようとする

る場合又は事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により教育長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。
- (3) この補助金に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 教育長は、補助金交付申請書の提出があったときは補助金交付の適否を決定し、交付決定通知書（第5号様式）によりパン協同組合に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし教育長が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 パン協同組合は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第9条 パン協同組合は、補助事業が完了したとき又は第5条第1号の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第8号様式）
- (2) 前号のほか教育長が必要と認める書類

附 則

- 1 この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日要綱一部改正
- 3 この要綱は、平成16年8月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名

印

年度へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯
による米飯配送費補助金交付申請書

へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金交付要綱第5条
に基づき下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申 請 額 金 円

(第3号様式)

収支予算書

収入の部

| 科 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

支出の部

| 科 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(第4号様式)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名
印

年度へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による
米飯配送費補助金事業内容変更（中止・廃止）承認申請書

へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので承認して下さるよう申請します。

1 理 由

2 内 容

| 補助金変更交付申請額 | 既交付決定額 | 差引増減(△)額 | 備 考 |
|------------|--------|----------|-----|
| | | | |

(第5号様式)

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県教育委員会教育長

へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯
による米飯配送費補助金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあったへき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項及びへき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条及び要綱第7条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあったへき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

| | |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
- 3 補助事業の期間は、○年○月○日から ○年○月○日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は ○年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて教育長に報告しなければならない。
- 8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(第6号様式)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度へき
地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金について次のとおり概
算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

| 補助金交付 決定額① | 既概算交付額② | 差 引 額 ①-②=③ | 今回概算請求額④ | 備 考 |
|---------------|---------|----------------|----------|-----|
| | | | | |

3 概算払請求の理由

4 支 払 の 方 法

口座振替 振替先銀行名
預金種別(当座・普通)
口座名・番号

(第7号様式)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名
印

年度へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯
による米飯配送費補助金に係る実績報告書

年度へき地及び長距離学校等給食パン及び委託炊飯による米飯配送費補助金交
付に係る事業の実績に関し、下記及び別紙のとおり報告します。

| 県費補助金対象額 | 県費補助金 交付決定額 | 県費補助金 確定額 | 備 考 |
|----------|----------------|--------------|-----|
| | | | |

(第8号様式)

収支決算書

収入の部

| 科目 | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | 決算額 | 予算対比 | 備考 |
|----|-------|-------|---|-----|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

支出の部

| 科目 | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | 決算額 | 予算対比 | 備考 |
|----|-------|-------|---|-----|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |